

申請者要件	法人（条例第2条）		
人員基準	区 分	職 種 ・ 資 格	員 数
	従業者（第60条）	・ 保健師、看護師又は准看護師	・ 2.5名以上（常勤換算方法） ・ 常勤1名以上
		・ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	・ 実情に応じた適当数
<p>介護予防の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、介護予防の人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員に関する基準（看護師等に係る部分に限る。）を満たすことをもって、第60条の基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、看護小規模多機能型居宅介護の人員に関する基準（看護職員に係る部分に限る。）を満たすことをもって、第60条の基準を満たしているものとみなすことができる。</p>			
	管理者（第61条）	・ 保健師又は看護師 やむを得ない場合はこの限りではない。	・ 常勤専従1名 管理上支障がない場合、該事業所の他職務、又は、同一敷地内の他事業所・施設の職務に従事可 ・ 必要な知識及び技能を有する者
設備基準 （第62条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要な広さの専用事務室 （同一敷地内の他の事業所等と兼用する場合は必要な広さの専用区画）</li> <li>・ 必要な設備及び備品等</li> </ul>		
<p>介護予防の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、介護予防の設備に関する基準を満たすことをもって、第62条の基準を満たしているものとみなすことができる。</p>			

申請者要件	法人（条例第2条）		
人員基準	区 分	職 種 ・ 資 格	員 数
	従業者（第63条）	・ 保健師、看護師又は准看護師	・ 2.5名以上（常勤換算方法） ・ 常勤1名以上
		・ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	・ 実情に応じた適当数
訪問看護の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、訪問看護の人員に関する基準を満たすことをもって、第63条の基準を満たしているものとみなすことができる。			
	管理者（第64条）	・ 保健師又は看護師 やむを得ない場合はこの限りではない。	・ 常勤専従1名 管理上支障がない場合、当該事業所の他職務、又は、同一敷地内の他事業所・施設の職務に従事可  ・ 必要な知識及び技能を有する者
設備基準 （第65条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要な広さの専用事務室 （同一敷地内の他の事業所等と兼用する場合は必要な広さの専用区画）</li> <li>・ 必要な設備及び備品等</li> </ul>		
訪問看護の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、訪問看護の設備に関する基準を満たすことをもって、第65条の基準を満たしているものとみなすことができる。			

3-2-① 訪問看護（病院又は診療所である指定訪問看護事業所）

（平成11年 厚生省令第37号）

申請者要件	病院又は診療所の開設者（介護保険法第70条） －保険医療機関はみなし指定（介護保険法第71条）－		
人員基準	区 分	職 種 ・ 資 格	員 数
	従業者（第60条）	・保健師、看護師又は准看護師	・適当数
介護予防の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、介護予防の人員に関する基準を満たすことをもって、第60条の基準を満たしているものとみなすことができる。			
設備基準 （第62条）	・必要な広さの専用区画 ・必要な設備及び備品等		
介護予防の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、介護予防の設備に関する基準を満たすことをもって、第62条の基準を満たしているものとみなすことができる。			

3-2-② 介護予防訪問看護（病院又は診療所である指定訪問看護事業所）

平成18年 厚生労働省令第35号

申請者要件	病院又は診療所の開設者（介護保険法第115条の2） ー保険医療機関はみなし指定（介護保険法第71条（準用））ー		
人員基準	区 分	職 種 ・ 資 格	員 数
	従業者（第63条）	・保健師、看護師又は准看護師	・適当数
訪問看護の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、訪問看護介護の人員に関する基準を満たすことをもって、第63条の基準を満たしているものとみなすことができる。			
設備基準 （第65条）	・必要な広さの専用区画 ・必要な設備及び備品等		
訪問看護の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、訪問看護の設備に関する基準を満たすことをもって、第65条の基準を満たしているものとみなすことができる。			